

事務処理コストの削減

労働保険(労災保険・雇用保険)の手続(労災請求・雇用保険資格取得・喪失・離職票等)や労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。

- ◆ 労災保険について申請、届出、報告等に関する業務
- ◆ 雇用保険について申請、届出、報告等に関する業務
- ◆ 労働保険における成立届、雇用保険の事業所設置届等に関する事務
- ◆ 雇用保険被保険者の資格取得、喪失、離職票の作成・届出
- ◆ 60歳到達時賃金登録届、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付金の賃金登録に関する届出
- ◆ 労災保険の保険給付、特別加入の申請等に関する事務
- ◆ 労働保険料の申告・納付に関する事務
- ◆ 中小企業退職金共済・小規模事業主共済・労働災害共済の申込
- ◆ 産業医・定期健康診断実施医療機関紹介

保険料の分割納付可能

労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

特別加入者制度 事業主様等も労災加入で安心

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別に加入することができます。

特別加入者証明カードの発行

万が一の労災事故に備え、労働保険番号など医療機関が必要な情報を記載した特別加入者証明カードを発行しております。

給付内容

【給付の種類】

【給付の内容】

- ◆療養補償給付(治療費) 無料(入院が長期にわたっても安心です。)
- ◆休業補償給付 選択された給付基礎日額の80%を支給(休業特別支給金の20%を含む)
- ◆障害補償給付 傷病が治癒した後身体に障害が残った場合その障害の程度に応じて次の額を支給
障害等級第1～第7級
1年につき給付基礎日額の313日～131の年金
障害等級第8～第14級
給付基礎日額の503日～56日の一時金
- ◆遺族補償給付 業務上死亡したときに一定範囲の遺族に1年につき給付基礎日額の153日～245日分の年金を支給
年金受給者がいないときは一定の範囲の遺族に給付基礎日額の1000日分の一時金を支給
- ◆葬祭料 業務上死亡した者の葬祭を行った者に給付基礎日額の30日分+定額を支給
- ◆傷病補償年金 療養開始後1年6か月で治らず傷病等級に該当する場合1年につき給付基礎日額の313日～245日分の年金を支給
- ◆介護補償給付 障害補償年金又は傷病補償年金の受給者で常時又は随時介護を要するものについて、自宅等での介護費用(一定の額が限度とされています。)を支給

保険料試算

給付基礎日額は3,500円から20,000円まであり、ご本人の収入に見合った金額を選んでいただきます。

(3,500円 4,000円 5,000円 6,000円 7,000円 8,000円 9,000円 10,000円 12,000円 14,000円 16,000円 18,000円 20,000円)

例1)

業種： 卸売・小売業(その他各種事業)
労災保険率： 3.5/1000

◆ 日額 5,000円 で加入した場合

$5,000円 \times 365日 \times 3.5/1000 = 6,387円$ (年間保険料)

◆ 日額 10,000円 で加入した場合

$10,000円 \times 365日 \times 3.5/1000 = 12,775円$ (年間保険料)

例2)

業種： 建設業(既設建築物設備工事業)
労災保険率： 15/1000

◆ 日額 5,000円 で加入した場合

$5,000円 \times 365日 \times 15/1000 = 27,375円$ (年間保険料)

◆ 日額 10,000円 で加入した場合

$10,000円 \times 365日 \times 15/1000 = 54,750円$ (年間保険料)

※ 日額3,500円～日額20,000円まで選択していただきます。

労働保険事務処理の流れ

